

七飯町建設工事共同企業体運用基準

1 一般的基準

工事の発注にあたっては、単体企業への発注が原則であることを遵守し、特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）及び経常建設共同企業体（以下「経常企業体」という。）を活用する場合には、次の運用内容を基準とする。

2 特定企業体の運用基準

(1) 活用の対象工事

特定企業体の対象工事は、大規模または技術的難度の高い工事を施工するに際し、技術力を結集することにより、安定的施工を確保する必要がある場合の工事等で、比較的技術的難度の高い簡易公募型指名競争入札・地域限定型一般競争入札等に付する工事を原則とする。

(2) 結成方法

競争入札の参加要件として定めたことを契機とした構成員となる企業の自由な意思に基づく自主結成とする。

(3) 特定企業体と単体企業との混合指名及び競争入札における参加要件の取扱い

特定企業体のみによる入札は、特に大規模であり技術的に難度が高い特殊な工事とする。それ以外の工事については、当該工事の施工能力を有すると認められる単体企業の入札参加を認め、単体企業と特定企業体の混合による入札ができるものとし、入札の公告または公募の概要等において競争入札の参加要件として明示するものとする。

(4) 特定企業体の構成員数とその構成

特定企業体の構成員数は同一業種または異なる業種の資格者による「2ないし3社」で、その構成は第二位等級以上に格付けされている者同士または第二位等級及び第三位等級以上に格付けされている者との混合とする。

(5) 構成員の資格要件

構成員は少なくとも次の要件を満たすものとするが、この要件については特定企業体の構成員が3社の場合、2社以上が要件を満たすこととすることができる。

ア 共同企業体の構成員は、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてから営業年数が4年以上であること。

イ 当該工事を構成する工種を含む工事について元請として一定の実績があり、当該工事と同種工事を施工した経験があること。

ウ 発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者または国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で各構成員が配置し得ること。

(6) 出資比率

すべての構成員の出資比率が、原則として均等割の10分の6以上であるものとする。

3 経常企業体の運用基準

(1) 経常企業体の活用の対象工事

経常企業体の対象工事は、公募型指名競争入札、簡易公募型指名競争入札、地域限定型一般競争入札及び指名競争入札に付する工事において活用するが、効果的な共同施工の確保を図るため、C等級以上の適正な規模の工事を対象とするものとする。ただし、異なる業種の資格の組合せにより結成される共同企業体の活用は簡易公募型指名競争入札及び指名競争入札に付する工事において活用する。

(2) 結成回数及びその方法

同一構成員による結成回数は、原則として資格の種類ごとに1回とし、自主結成によることとする。

なお、既に結成されている経常企業体の構成員が、新たに異なる経常企業体を結成することは認めるが、その場合は、先に結成した経常企業体とその営業地域が重複してはならないものとする。

(3) 経常企業体と単体企業との混合指名及び競争入札における参加要件の取扱い

経常企業体は単体企業に準じて取扱い、経常企業体と単体企業との混合による入札を行うことができるものとする。ただし、異なる業種の資格の組合せによる経常企業体の場合について除くこととする。

また、公募型指名競争入札、簡易公募型指名競争入札及び地域限定型一般競争入札において活用する場合にあっては、入札の公告、公募の概要等において競争入札の参加要件を明示するとともに、経常企業体の資格審査は随時の受付を行うものとする。

(4) 経常企業体の構成員数とその構成

経常企業体の構成員数は同一業種または異なる業種の資格者による「2ないし3社」で、その構成は同級に格付けされている者同士若しくは直近等級に格付けされている者との組合せとする。

(5) 構成員の資格要件

構成員は少なくとも次の要件を満たすものとする。

ア 共同企業体の構成員は、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてから営業年数が4年以上であること。

イ 工事1件の請負代金額が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に定める金額にあっては、すべての構成員が発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者または主任技術者（地域における分布状況からみて、国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することが過重な負担を課すると認められる場合にあっては、国家資格を有しない主任技術者。以下同じ。）を工事現場に専任で各構成員が配置し得ること。ただし、工事1件の請負代金額が同項に定める金額の3倍未満であり、他の構成員のいずれかが監理技術者または国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置する場合には、残りの構成員は兼任で配置できるものとする。

また、異なる業種の資格の組合せによる経常企業体の場合は、各構成員が分担する工事の金額により監理技術者または国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任または兼任で配置を行うこととする。

(6) 出資比率

すべての構成員の出資比率が、原則として均等割の10分の6以上であるものとする。

4 資格審査

(1) 資格審査

ア 特定企業体

特定企業体の資格審査は、工事の対象となる発注担当課が申請書を受理し適格事項を審査の上、七飯町建設工事入札参加者指名選考委員会に諮り、申請者にその旨を通知する。

イ 経常企業体

経常企業体の資格審査は、建設課が申請書を受理し、適格事項を審査の上、指名選考委員会に諮り、申請者にその旨を通知する。

(2) 資格審査の提出書類

共同企業体の資格審査申請に際しての提出書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 共同企業体協定書

(3) 特定企業体の存続期間

請負契約を締結した特定企業体の存続期間は、当該契約の請負代金の支払いが完了したときまでとする。

(4) 経常企業体の解散

経常企業体の有効期間内にその企業体が解散した場合は、建設課に解散届を提出させるものとする。

(5) 共同企業体との契約

ア 共同企業体による請負契約書の相手方は構成員の連名とする。

イ 請負契約書には、共同企業体協定書（写し）のほか、経常企業体にあっては附属協定書を、特定企業体（乙型）にあっては共同企業体協定書第8条に基づく協定書をそれぞれ添付させるものとする。ただし、異なる業種の資格の組合せによる経常企業体の場合は、共同企業体協定書第8条に基づく協定書を添付させるものとする。

ウ 契約締結後、共同企業体編成表を提出させるものとする。

5 雑則

(1) この運用基準の実施に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

(2) この運用基準により難い特別な事由があるときは、その都度町長の承認を得て別に定めるものとするができる。

附則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成20年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準施行前に、建設工事共同企業体運用基準（平成7年。以下「旧基準」という。）により結成された共同企業体については、共同企業体が解散するまで旧基準の例による。

共同企業体運用準則

1 準則設定の趣旨

本準則は、七飯町が共同企業体運用基準を定めるに当たって準拠すべき基準を示すものである。

2 一般準則

- (1) 共同企業体活用の目的に応じ、対象とすべき工事について、特定建設工事共同企業体にあつてはその基準を明確に定めるものとし、経常建設共同企業体にあつては技術者を適正に配置し得る規模を確保するものとする。
- (2) 共同企業体は、活用の目的、対象工事に応じた適格業者のみにより結成するものとし、その構成員数、組合せ、資格、結成方法等を明示するものとする。
- (3) 共同施工を確保し、共同企業体の効果的活用を図るため、対象工事を適切に選定するとともに構成員数は少数とし、格差の小さい組合せとする。また、出資比率の最小限度基準を設けるものとする。

3 個別準則

(1) 特定建設工事共同企業体

① 性格

建設工事の特性に着目して工事毎に結成される共同企業体とする。

② 対象工事の種類・規模

特定建設工事共同企業体の対象工事の種類・規模は、大規模工事であつて技術的難度の高い特定工事（高速道路、橋梁、トンネル、ダム、下水道等の土木構築物であつて大規模なもの。大規模建築、大規模設備等の建設工事。以下「典型工事」という。）その他工事の規模、性格等に照らし共同企業体による施工が必要と認められる一定規模以上の工事とする。（注－1）

ただし、工期の規模、性格等に照らし共同企業体による施工が必要と認められる工事においても単体で施工できる業者がいると認められるときは、単体企業と特定建設工事共同企業体との混合による入札をすることができるものとする。

③ 構成員

ア 数

2ないし3社とする。

イ 組合せ

第二位等級以上（注－2）のみ、あるいは第二位等級以上及び第三位等級以上に属するの者の組合せとする。（注－3）

ウ 資格

構成員は少なくとも次の三要件を満たす者とする。（注－4）

- a) 当該工事に対応する許可業種につき、営業年数が4年以上であること。（注－5）

- b) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として一定の実績があり、当該工事の同種の工事を施工した経験があること。
- c) 全ての構成員が、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

エ 結成方法

自主結成とする。

④ 出資比率

出資比率の最小限度基準は、技術者を適正に配置して共同施工を確保し得るよう、構成員数を勘案して七飯町長において定めるものとする。(注－6)

⑤ 代表者の選定方法とその出資比率

代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的役割を担う必要があるとの観点から、施工能力の大きい者とする。(注－7)

(2) 経常建設共同企業体

① 性格

優良な中小建設業者が、継続的な協業関係を確保することによりその経営力・施工力を強化するため共同企業体を結成することを含め、もって優良な中小建設業者の振興を図るものとする。(注－8)

② 対象工事の種類・規模

単体企業の場合に準じて取り扱うものとするが、技術者を適正に配置し得る規模を確保するものとする。(注－9)

③ 構成員

ア 数

2ないし3社とする。

イ 組合せ

同一等級又は直近に属する者の組合せとする。(注－10)

ウ 資格

構成員は少なくとも次の三要件を満たす者とする。(注－11)

- a) 登録部門に対応する許可業種につき、営業年数が4年以上であること。(注－5)
- b) 当該登録部門について、元請として一定の実績を有することを原則とする。
- c) 全ての構成員が、当該許可業種に係る監理技術者となることができる者又は当該許可業種に係る主任技術者となることができる者で国家資格を有するものが存し、工事の施工に当たっては、これらの技術者を工事現場毎に専任で配置し得ることを原則とする。

エ 結成方法

自主結成とする。

④ 出資比率

出資比率の最小限度基準は、技術者を適正に配置して共同施工を確保し得るよう、構成員数を勘案して七飯町長において定めるものとする。(注－6)

⑤ 代表者の選定方法とその出資比率

代表者は、構成員において決定された者とし、その出資比率は、構成員において自主的に定めるものとする。

[共同企業体運用準則注釈]

(注－1)

技術力の結成を必要とする研究開発型工事、実験型工事を除き、対象工事の規模は典型工事に準ずる大規模なものを原則とする。

この場合において、対象工事は、各工種ごとに相当規模以上のもので最上位等級の属する工事を原則とする。

(注－2)

発注標準が極めて高く設定され、最上位等級の属さない企業が注－1にいう工事規模以上の規模の工事を単体企業で施工するものとして発注標準上位置付けられている場合にあつては、発注機関の判断により、一定の基準を定め、当該企業を本項にいう最上位等級に準ずるものとして取り扱うことも差し支えないものとする。

(注－3)

発注標準が相対的に低く設定されている場合にあつては、第二位等級以上に属する者のみによる組合せとすることが望ましい。

(注－4)

別途他の資格要件、指名基準が適用されるのは当然である。

また、七飯町が選定する共同企業体の対象工事の特性等を勘案し、必要に応じ資格要件を追加するものとする。

(注－5)

国内建設業者にあつては、当該許可業種に係わる許可の更新の有無が営業年数の判断の目安として想定される。また、海外建設業者にあつては海外における同格業者の営業年数を確認するものとする。

(注－6)

出資比率の最小限度基準については、下記に基づき定めるものとする。

2社の場合 30パーセント以上

3社の場合 20パーセント以上

(注－7)

等級の異なる者による組合せにあつては、代表者は上位等級の者とする。

(注－8)

現在、規模の大きな企業を構成員として認めて運用している場合にあつては、当該運用を特定建設工事共同企業体の運用によって代替すること等により、経常建設共同企業体の目的に沿った運用に段階的に移行するものとする。

(注－ 9)

等級の異なる者の組合せによる経常建設共同企業体にあつては、上位等級構成員の等級の発注工事価額以上とするよう配置するものとする。

(注－ 1 0)

個別審査において下位等級企業に十分な施工能力があると判断される場合には、直近二等級までの組合せを認めることも差し支えない。

(注－ 1 1)

別途他の資格要件、指名基準が適用されるのは当然である。

また、必要に応じて資格要件を追加するものとする。

経常建設共同企業体（乙型）の運用方針

1 目的

複数の競争入札参加資格（以下「資格」という。）の種類にわたる建設工事を一括して発注する場合において、経常企業体（乙型）を対象に発注し、当該構成員が資格の種類に応じて、それぞれ分担して施工する方式（以下「分担施工方式」という。）を実施するための事務処理を定め、事業の効率的な執行を図るとともに、併せて経常企業体（乙型）のより一層の適正な活用に努めることを目的とする。

2 活用の対象工事

分担施工方式の対象工事は、簡易公募型指名競争入札（「簡易公募型指名競争入札実施要綱」に基づいて行う指名競争入札をいう。以下同じ。）、地域限定型一般競争入札（「地域限定型一般競争入札実施要綱」に基づいて行う一般競争入札をいう。以下同じ。）及び通常の指名競争入札により実施可能な工事とし、次のいずれかの条件を満たすものとする。

- (1) 複数の資格の種類にわたる工事を一体として発注することにより、コストの縮減、工期の短縮等が図られる工事であること。
- (2) 分離分割で施工することにより、工期調整、仮設資機材調達等、施工上のデメリットが生じ、分離分割発注になじまない工事であること。

3 工事の分担

分担施工方式の対象工事は、資格の種類ごとに分担して各構成員が施工するものとする。

4 経常企業体（乙型）

(1) 対象となる経常企業体（乙型）

分担施工方式の対象となる経常企業体（乙型）は、次の条件を満たすものとする。

ア 構成員の数が、分担する工事の資格の種類の数と同一であり、かつ、2ないし3社であること。

イ 各構成員は分担する工事の資格の種類に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてから営業年数が4年以上であること。

ウ すべての構成員が建設業法第17条に規定する特定建設業者で、七飯町内に同法第3条第1項に規定する営業所を有すること。

エ 各構成員が分担する工事について、同種で、かつ、おおむね同規模の工事の元請をしての施工実績を有すること。

オ 各構成員が分担する工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者または国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有する者を工事に専任で配置できること。

(2) 分担工事額と格付等級

各構成員の分担工事額は、当初契約時において、当該構成員が分担する工事の種類に格付に対応する工事予定価格を超えてはならないものとする。

(3) 結成回数及び方法

経常企業体（乙型）の結成回数は、資格の種類を組合せごとに3回までとし、自主結成によるものとする。

(4) 資格審査

経常企業体（乙型）の資格審査は、都市建設課が申請書を受領し、適格事項を審査の上、申請者に通知するものとする。

(5) 経常企業体（乙型）と単体企業との混合指名及び競争入札における参加要件の取扱い

経常企業体（乙型）と単体企業との混合指名は行わないこととし、公募の概要等において競争入札の参加要件として明示するものとする。

5 その他の手続

工事に係る発注の見通しに関する事項の公表

分担施工方式の対象工事については、七飯町建設工事等の発注見通しの公表に関する要綱（平成13年）により、工事概要について分担工事の資格の種類ごとに明らかにするとともに、経常企業体（乙型）の対象工事であることを明示するものとする。

特定建設工事共同企業体
競争入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

七飯町長 様

共同企業体の名称 特定建設工事共同企業体
代表者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 ㊞

七飯町が発注する次の建設工事の競争入札に参加したいので、指定の書類を添えて資格審査を申請します。

なお、この書類及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違ないことを誓約します。

工 事 名	工 事		
	所 在 地	建 設 業 許 可 の 記号・番号及び年月日	格付 等級
共同企業体構成員 の商号又は名称			

添付書類

特定建設工事共同企業体協定書

経常建設工事共同企業体
競争入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

七飯町長 様

共同企業体の名称 経常建設工事共同企業体
代表者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 ㊞

平成 年度において七飯町所管に係る建設工事の競争入札に参加したいので、指定の書類を添えて資格審査を申請します。

なお、この書類及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違ないことを誓約します。

共同企業体構成員 の商号又は名称	所在地	建設業許可の 記号・番号及び年月日	格付 等級
結成の目的			
希望する資格の種類			

添付書類

特定建設工事共同企業体協定書

別記第3号様式

特定建設工事共同企業体協定書（甲）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（1）七飯町発注に係る 建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。
以下「工事」という。）の請負

（2）前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、 特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）
と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を 亀田郡七飯町 丁目 番 号に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、平成 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行
を完了するまでは解散することができない。

2 工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわら
ず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

商号又は名称

住 所

商号又は名称

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、 建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、工事の施工に関し、当企業体を代表としてその権限を
行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに
運営委員会の決定に従い請負契約の基づく行為を行う権限及び当企業体に属する
財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事について発
注者と契約内容の変更増減があつても、この比率は変わらないものとする。

（構成員） 建設株式会社 %

（構成員） 建設株式会社 %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価
するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって代表者を委員長とする運営委員会を設置し、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、工事の請負契約の履行及び下請契約その他の工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、銀行 店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事完成のとき、当該工事について決算（残余財産の処分を含む。以下同じ）をするものとする。

2 当該工事を受注するために要した経費を、構成員全員の同意により当該工事の決算に繰り入れることができる。

(損益の分担)

第13条 前条第1項の規定による決算の結果利益を生じた場合には、構成員は第8条に規定する出資の割合により構成員に利益の配当を受け、又は欠損を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第15条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員が脱退したときにおける残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が有していた出資の割合を残存構成員が有している出資の割合によって分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金が生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除して金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益が生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第15条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により、構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第16条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第15条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第16条の2 代表者が脱退若しくは除名された場合は又は代表者としての義務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第17条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

建設株式会社外 社は、上記のとおり 特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書正本 通及び副本 通を作成し、構成員が記名押印の上、正本については構成員各自が所持し、副本については競争入札参加資格審査申請のため七飯町長に提出する。

平成 年 月 日

(企業体の名称) 特定建設工事共同企業体

代表者 住 所

商号又は名称

代表取氏名

Ⓜ

構成員 住 所

商号又は名称

代表取氏名

Ⓜ

別記第4号様式

特定建設工事共同企業体協定書（乙）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（1）七飯町発注に係る 工事（当該工事の内容の変更に伴う工事を
含む。以下「工事」という。）の請負

（2）前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、 特定建設工事共同企業体（以下「企業体」と
いう。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を亀田郡七飯町 丁目 番 号に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、平成 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行
後3ヶ月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

2 工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわら
ず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

商号又は名称

住 所

商号又は名称

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、 建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、工事の施工に関し、当企業体を代表として、発注者及
び監督官庁等と折衝する権限並びに運営委員会の決定に従い請負契約に基づく行
為を行う権限及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担工事額）

第8条 各構成員の工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につ
き発注者と契約内容の変更増減等があったときは、それに応じて分担の変更がある
ものとする。

工事 （構成員名）

工事 （構成員名）

2 前項に規定する分担工事の工事額については、運営委員会が定め発注者に通知す
る。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設置し、工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、運営委員会が作成した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、銀行 店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分配)

第13条 工事の施工中に発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任分担)

第14条 構成員は、その分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員は、他の構成員に損害を与えたときは、その構成員との協議も基づいて、その損害を負担するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当企業体が工事を完成する日までは脱退することができない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

建設株式会社外 社は、上記のとおり 特定建設工事共同企業体
協定を締結したので、その証拠としてこの協定書正本 通及び副本 通を作成し、
各構成員が記名押印の上、正本については構成員各自が所持し、副本については競
争入札参加資格審査申請のため七飯町長に提出する。

平成 年 月 日

(共同企業体の名称) 特定建設工事共同企業体

代表者 住 所

商号又は名称

代表取氏名

⑩

構成員 住 所

商号又は名称

代表取氏名

⑩

特定建設工事共同企業体協定書第8条の規定に基づく協定書

七飯町発注に係る下記工事については、特定建設工事共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員が分担する工事の工事額を、次のとおり定める。

記

1	工事名	工事	
2	分担工事額（消費税及び地方消費税分を含む）		
	工事	（構成員名）	円
	工事	（構成員名）	円

外社は、上記のとおり分担工事額を定めたのでその証拠としてこの協定書正本 通及び副本 通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員各自が所持し、副本については工事請負契約書を添えて七飯町長に提出する。

平成 年 月 日

(共同企業体の名称)	特定建設工事共同企業体
代表者 住 所	
商号又は名称	
代表者氏名	ⓐ
構成員 住 所	
商号又は名称	
代表者氏名	ⓑ

別記第 5 号様式

特定建設工事共同企業体協定書第 8 条に基づく協定書

七飯町発注に係る下記工事については、 特定建設工事共同企業体協定書第 8 条の規定により、当企業体構成員が分担する工事の工事額を次のとおりとする。

記

以上

- | | | |
|---|-------------------------|----|
| 1 | 工事名 | 工事 |
| 2 | 分担工事額（消費税及び地方消費税の額を含む。） | |
| | 工事（構成員名） | 円 |
| | 工事（構成員名） | 円 |

建設株式会社外 社は、上記のとおり分担工事額を定めたので、その証拠としてこの協定書正本 通及び副本 通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員各自が所持し、副本については工事請負契約書に添えて発注者に提出する。

平成 年 月 日

企業体の名称	特定建設工事共同企業体
代表者	住 所
	商号又は名称
	代表取氏名
構成員	住 所
	商号又は名称
	代表取氏名

⑩

⑩

別記第6号様式

経常建設共同企業体協定書（甲）

（目的）

第1条 当共同企業体は、七飯町発注に係る建設工事（以下「工事」という。）を共同連帯して施工することを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、 経常建設共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を亀田郡七飯町 丁目 番 号に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、平成 年 月 日に成立し、平成 年 年 日に解散する。ただし、存続期間満了の日において工事を施工している場合（工事の完成後、工事の請負代金等の受領等が完了していない場合を含む。）は、当該工事が完成し、かつ、工事請負代金等の受領等が完了したときに解散するものとする。

2 前項の規定による存続期間の終期（前項ただし書の場合は除く。）は、構成員全員の同意に基づいて、これを延長し、又は短縮することができる。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

商号又は名称

住 所

商号又は名称

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、 建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、工事の施工に関し、当企業体を代表として、その権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに運営委員会の決定に従い請負契約に基づく行為を行う権限及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合等）

第8条 各構成員は、金銭又はその他の資産をもって出資するものとし、その割合並びにこれに基づく損益分配等については、工事の請負契約の際に構成員全員の協議に基づき別添附属協定書により定めるものとする。ただし、工事費以外のものに充当するものについては、運営委員会が随時定めるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設置し、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、工事の請負契約の履行及び下請契約その他の工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、銀行 店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(権利義務の制限)

第12条 構成員は、同一工事について競争する他の共同企業体に参加することができない。

2 構成員は、同一工事について当企業体と競争することができない。

3 構成員は、当企業体の利益に反しない限り自己のための営業を営むことができる。

4 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡してはならない。

(構成員の脱退に対する措置)

第13条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して工事を完成する。

第14条 構成員は、当企業体が工事の請負契約を締結していないときは、他の構成員と協議して、脱退することができる。

2 前項の規定により構成員が脱退したとき、当企業体は解散するものとし、代表者は、競争入札参加資格審査申請を提出した七飯町長にその旨を通知するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第15条 当企業体が解散した後においても、当企業体が施工した工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書及び第8条第1項の規定のよる附属協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

建設株式会社外 社は、上記のとおり 経常建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書正本 通及び副本 通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員各自が所持し、副本については競争入札参加資格審査申請のため七飯町長に提出する。

平成 年 月 日

(共同企業体の名称)

経常建設共同企業体

代表者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

⑩

構成員 住 所

商号又は名称

代表者氏名

⑩

経常建設共同企業体附属協定書

七飯町が発注する下記工事を 経常建設共同企業体が施工するため、 建設工事共同企業体協定書第8条第1項の規定に基づき、次のとおり協定する。

(工事名)

第1条 この協定の目的である工事（以下「工事」という。）は、次とおりとする。

工事名	工事
-----	----

(出資の割合)

第2条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事の請負代金の変更があっても、この比率は変えないものとする。

(構成員名)	%
--------	---

(各構成員)	%
--------	---

(決算)

第3条 当企業体は、工事完成のとき、当該工事について決算（残余財産の処分を含む。以下同じ。）をするものとする。ただし、当該工事が完成したとき、当企業体が現に他の工事を施工しているときは、その工事の完成の際に併せて決算することができる。

2 当該工事を受注するために要した経費を、構成員全員の同意により当該工事の決算に繰り入れることができる。

(損益の分担)

第4条 前条第1項の規定による決算の結果利益又は欠損を生じた場合には、構成員は第2条の規定による出資の割合によって利益の配当を受け、又は欠損を負担するものとする。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第5条 経常建設共同企業体協定書第13条第1項の規定により構成員が脱退したときにおける残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していた出資の割合を残存構成員が有している出資の割合によって分割し、これを第2条の規定による割合に加えた割合とする。

2 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

3 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わないものとする。

(構成員の除名)

第5条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他除名し得る正当な理由を生じた場合においては、他の構成員全員又は発注者の承認により当該構成員を除名することができる。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、協定書第13条第2項及び前条各項を準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第6条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、協定書第13条第2項の規定のほか、第5条各項を準用する。

(代表者の変更)

第7条 代表者が脱退若しくは除名された場合又は代表者としての義務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員又は発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

外 社は、上記のとおり工事に関する出資の割合等について協定したので、その証拠としてこの協定書正本 通及び副本 通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員各自が所持し、副本については工事請負契約書に添えて七飯町長に提出する。

平成 年 月 日

(共同企業体の名称) 経常建設共同企業体

代表者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

⑨

構成員 住 所

商号又は名称

代表者氏名

⑨

別記第7号様式

経常建設共同企業体附属協定書（甲）

七飯町発注に係る下記工事を 経常建設共同企業体が施工するため、
経常建設共同企業体協定書第8条第1項の規定に基づき、次のとおり協定する。

（工事名）

第1条 この協定書の目的である工事（以下「工事」という。）は、次のとおりとする。

工事名	工事
-----	----

（出資の割合）

第2条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事の請負代金
の変更があっても、この比率は変えないものとする。

（構成員名）	%
--------	---

（構成員名）	%
--------	---

（決算）

第3条 当企業体は、工事完成のとき、当該工事について決算（残余財産の処分を含
む。以下同じ。）をするものとする。ただし、当該工事が完成したとき、当企業体
が現に他の工事を施工しているときは、その工事の完成の際に併せて決算すること
ができる。

2 当該工事を受注するために要した経費を、構成員全員の同意により当該工事の決
算に繰り入れることができる。

（損益の分担）

第4条 前条第1項の規定による決算の結果利益又は欠損を生じた場合は、構成員は
第2条の規定による出資の割合によって利益の配当を受け、又は欠損を負担するも
のとする。

（工事途中における構成員の脱退に対する措置）

第5条 経常建設共同企業体協定書第13条第1項の規定により構成員が脱退
したときにおける残存構成員が有している出資の割合によって分割し、これを第2
条の規定による割合を加えた割合とする。

2 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の
結果欠損金が生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつ
た場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

3 決算の結果利益が生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第5条2 当企業体は、構成員のいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行
その他の除名し得る正当な理由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注
者の承認により、当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、協定書第13条第2項

及び前条各項を準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第6条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、協定書第13条第2項の規定のほか、第5条各項を準用するものとする。

(代表者の変更)

第7条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に加えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

建設株式会社外 社は、上記のとおり工事の出資の割合等について協定したので、その証拠としてこの協定書正本 通及び副本 通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員各自が所持し、副本については競争入札参加資格審査申請のため七飯町長に提出する。

平成 年 月 日

(共同企業体の名称)

経常建設共同企業体

代表者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

ⓐ

構成員 住 所

商号又は名称

代表者氏名

ⓑ

経常建設共同企業体附属協定書

七飯町が発注する下記工事を 経常建設共同企業体が施工するため、 建設工事共同企業体協定書第8条第1項の規定に基づき、次のとおり協定する。

(工事名)

第1条 この協定の目的である工事（以下「工事」という。）は、次とおりとする。

工事名	工事
-----	----

(出資の割合)

第2条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事の請負代金の変更があっても、この比率は変えないものとする。

(構成員名)	%
--------	---

(各構成員)	%
--------	---

(決算)

第3条 当企業体は、工事完成のとき、当該工事について決算（残余財産の処分を含む。以下同じ。）をするものとする。ただし、当該工事が完成したとき、当企業体が現に他の工事を施工しているときは、その工事の完成の際に併せて決算することができる。

2 当該工事を受注するために要した経費を、構成員全員の同意により当該工事の決算に繰り入れることができる。

(損益の分担)

第4条 前条第1項の規定による決算の結果利益又は欠損を生じた場合には、構成員は第2条の規定による出資の割合によって利益の配当を受け、又は欠損を負担するものとする。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第5条 経常建設共同企業体協定書第13条第1項の規定により構成員が脱退したときにおける残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していた出資の割合を残存構成員が有している出資の割合によって分割し、これを第2条の規定による割合に加えた割合とする。

2 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

3 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わないものとする。

(構成員の除名)

第5条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他除名し得る正当な理由を生じた場合においては、他の構成員全員又は発注者の承認により当該構成員を除名することができる。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、協定書第13条第2項及び前条各項を準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第6条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、協定書第13条第2項の規定のほか、第5条各項を準用する。

(代表者の変更)

第7条 代表者が脱退若しくは除名された場合又は代表者としての義務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員又は発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

外 社は、上記のとおり工事に関する出資の割合等について協定したので、その証拠としてこの協定書正本 通及び副本 通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員各自が所持し、副本については工事請負契約書に添えて七飯町長に提出する。

平成 年 月 日

(共同企業体の名称) 経常建設共同企業体

代表者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

⑨

構成員 住 所

商号又は名称

代表者氏名

⑨

別記第8号様式

経常建設共同企業体協定書（乙）

（目的）

第1条 当共同企業体は、七飯町発注に係る建設工事（以下「工事」という。）を共同連帯して施工することを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、 経常建設共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を亀田郡七飯町 丁目 番 号に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、平成 年 月 日に成立し、平成 年 月 日に解散する。ただし、存続期間満了の日において工事を施工している場合（工事の完成後、工事の請負代金等の受領等が完了していない場合を含む。）は、当該工事が完成し、かつ、工事請負代金等の受領等が完了したときに解散するものとする。

2 前項の規定による存続期間の終期（前項ただし書の場合を除く。）は、構成員全員の同意に基づいて、これを延長し、又は短縮することができる。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

商号又は名称

住 所

商号又は名称

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、 建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、工事の施工に関し、当企業体を代表として、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに運営委員会の決定に従い自己の名義をもって請負契約の行為を行う権限及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担工事額）

第8条 各構成員の工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

工事 （構成員名）

工事 （構成員名）

2 前項に規定する分担工事の工事額については、運営委員会が定め発注者に通知す

る。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設置し、工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、運営委員会が作成した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、銀行 店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分配)

第13条 工事の施工中に発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任分担)

第14条 構成員は、その分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員は、他の構成員に損害を与えたときは、その構成員との協議に基づいて、その損害を負担するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当企業体が工事を完成する日までは脱退することができない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるもの

とする。

建設株式会社外 社は、上記のとおり 経常建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書正本 通及び副本 通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員各自が所持し、副本については競争入札参加資格審査申請のため七飯町長に提出する。

平成 年 月 日

(共同企業体の名称) 経常建設共同企業体

代表者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊞

構成員 住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊞

經常建設共同企業体協定書第8条の規定に基づく協定書

七飯町発注に係る下記工事については、 經常建設共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員が分担する工事の工事額を次のとおり定める。

記

- | | | | |
|---|-----------------------|--------|---|
| 1 | 工事の名称 | 工事 | |
| 2 | 分担工事額（消費税及び地方消費税分を含む） | | |
| | 工事 | （構成員名） | 円 |
| | 工事 | （構成員名） | 円 |

建設株式会社外 社は、上記のとおり分担工事額を定めたので、その証拠としてこの協定書正本 通及び副本 通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員各自が所持し、副本については工事請負契約書に添えて七飯町長に提出する。

平成 年 月 日

（共同企業体の名称） 經常建設共同企業体

代表者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

⑩

構成員 住 所

商号又は名称

代表者氏名

⑩

別記第9号様式

経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書

七飯町発注に係る下記工事については、
経常建設共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員が分担する工事の工事額を次のとおりとする。

記

- | | | |
|---|-------------------------|----|
| 1 | 工事名 | 工事 |
| 2 | 分担工事額（消費税及び地方消費税の額を含む。） | |
| | 工事（構成員名） | 円 |
| | 工事（構成員名） | 円 |

建設株式会社外 社は、上記のとおり分担工事額を定めたので、その証拠としてこの協定書正本 通及び副本 通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員各自が所持し、副本については工事請負契約書に添えて発注者に提出する。

平成 年 月 日

協同企業体の名称	経常建設共同企業体
代表者 住 所	
商号又は名称	
代表取氏名	ⓐ
構成員 住 所	
商号又は名称	
代表取氏名	ⓑ